



平成 19 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 アウトソーシング
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 土 井 春 彦
(コード番号: 2427)

問 合 せ 先

役職・氏名 取 締 役 管 理 本 部 長 梅 原 正 翔
電 話 054 - 281 - 4888 (代表)

ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン (新株予約権) の 発 行 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、平成 19 年 2 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び 239 条の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 19 年 3 月 29 日開催予定の当社第 10 期定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に割当てるものといたします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 2,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる新株の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株とする。)

なお、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数について同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引の成立していない日を除く。)の、ジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満端数切上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合及び旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。)次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}}$$

上記算式において、「既発行株式」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

(5) 新株予約権の行使期間

平成21年9月1日から平成24年8月31日までとする。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位を失ったときは、新株予約権を行使できない。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると

取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権者が上記(6)に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、その新株予約権を無償で消却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は、新株予約権の全部を無償で消却することができる。

当社は、いつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成19年3月29日開催予定の当社第10期定時株主総会において、「取締役、監査役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件」および「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上